

「伊方訴訟ニュース」は廃刊にします 長い間のご協力有り難うございました。

伊方原発周辺の住民35名が原告となり、11名の弁護士とともに、1973年8月27日、内閣総理大臣あての日本で最初の「原発設置許可処分取消請求」の訴状を提出しました。

その1週間後に、「伊方訴訟を支援する会」も正式に発足し、「伊方訴訟ニュース」の創刊号を発行しました。そして、その最初の頁には、「伊方原発反対八西連絡協議会」からの以下のような要請文が掲載されていました。

伊方原発行政訴訟にあたり

全国の皆さんへ

日本政府は、今年5月31日、地元住民が行っていた伊方原発に対する異議申立を棄却いたしました。

ここに伊方原発反対八西連絡協議会の総意に基づいて行政訴訟に立ち上がったのであります。

司法当局に対し、電力危機等の俗論に迷わされることなく、地域住民の立場を十分理解の上、公正なる裁判が行われるよう要求するものであります。

最後に、関係地域の住民、原発反対をご支援いただいている多くの農民、労働者、法律家、学者、報道関係者に対し、今までのご支援に感謝すると共に、今後も引き続きご支援下さいますようお願いいたしましてご挨拶いたします。

それ以来、2号炉訴訟が終了するまでの27年3ヶ月の間、本「伊方原発訴訟を支援する会」は、訴訟活動を経済的に支えることを

主目的に、全国の多くの皆さんからの応援を得て活動してきました。そして、法廷での原告らの奮闘の報告を主に、「伊方訴訟ニュース」を、毎月、原告・弁護団と会員・読者の皆さんにお届けしてきました。

この間、会員、読者の皆さんはじめ、全国の支援の皆さんから寄せられた会費、ニュース・資料の購読料、カンパなどの総額は、約6,200万円にも達しました。会の運営をお任せ頂いた世話人として、心から感謝しています。

今後、「伊方原発訴訟を支援する会」は、当分継続させて頂き、1,2号炉訴訟に関連した貴重な記録資料の保存計画などを実行していく予定で、その状況などを会報を不定期に発行して、これまでの会員と読者の皆さんにお届けしたいと思っていますので、ご了承下さいますように。

今後ますます、反・脱・嫌原子力運動が国内外で高まる中で、伊方原発を廃炉に追い込む運動が、苦闘を続けてこられた原告らの成果を引き継ぎ、新しい決意と運動形態で進展しますよう念じています。

伊方原発訴訟を支援する会

世話人 久米三四郎

伊方訴訟ニュース

第330号/最終号

2001年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

司法、愚政に屈せど 民意滅びず

非情判決を許せない

原告住民のひとり 廣野房一

判決を許す事はできないとの発言は過言であらうか。

裁判長らの判決の記録が永久に残ることは明白である。「司法愚政に屈せど、民意滅びず」との言、まさに当を得ている。

伊方1号炉判決に続く、私たち住民原告への今回の2号炉判決は非情の判決であり、裁判長らの責任が実に重大であることを忘れてはならない。

私たちが一生忘れられない最も重要な日であったことも。

原告声明文

文字通りの違法判決に 怒りと軽蔑の念で抗議

2000年12月15日、松山地裁民事部の豊永多門裁判長、及び末広陽一裁判官、木太伸広裁判官は、私達、八西地区の住民が原告となり、被告国が1977年3月30日に行った伊方原発2号炉の設置許可に対する取消を求めた行政訴訟について、安全審査の最も重要な審査、すなわち、立地条件審査に関

わる活断層評価の誤りを認めながら、審査結果と許可処分を違法とせず、原告の請求を棄却するという不当な判決を出しました。

私達原告は、先ずもって、この不当な判決に対して、大きな怒りと軽蔑の念を持って抗議します。

今回の豊永裁判官らの判決は、法律や基準によらない、文字どおり「違法」判決です。

2号炉審査当時の立地審査指針では「この指針は立地条件の判断をするためのもの」とした上で「基本的考え方」として「原則的立地条件」を示し、「なお、万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次の条件が必要である」として、その第1項に「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと」と明記しています。

被告も、審査に基づいて許可した根拠に、有史以来大きな地変や、火山活動が認められないばかりでなく、それらの痕跡を示す地形的、地質的特徴もみられないことから、本件原子炉敷地を含む周辺地域の地盤は、地質的に安定している」と主張していました。

しかし、伊方原発のわずか数Kmの沖に、被告が認めたところでも、長さ40Km以

上の大活断層が存在しており、しかも、被告がB級とみなしていた活動性についても、過去1万年の間に、2千年間隔で大地震を起こしてきた、何時大地震が起きてもおかしくない、A級の活動性をもつ活断層であることが明らかになりました。

被告らは、この事実を、1号炉と2号炉裁判では、ひたすら隠し続けていましたが、高知大学の岡村教授らによる伊方沖の海底音波探査調査データを、裁判の中で垣見証人に突きつけて追及し、始めてこの事実を認めました。

豊永裁判長らは、この伊方沖の活断層の活動性の評価について「2号炉審査は結果として誤っていた」と明確に判断を示しました。

従って、被告が審査に基づいて許可した根拠にあげていた「有史以来大きな地変や、火山活動が認められないばかりでなく、それらの痕跡を示す地形的、地質的特徴もみられないことから、本件原子炉敷地を含む周辺地域の地盤は、地質的に安定している」との主張は、現実に、最も最近の地質時代に、地震が繰り返し発生するという「地変」があり、その結果として、原子炉敷地を含む、周辺の地形、地質、地盤は、大きく揺れ動いており、決して「地質的に安定している」地盤ではない事が明らかになったのです。

また、こうした活動性の高い地震を過去に起こし、当然、将来、それも近い将来に、同じ規模の大地震（マグニチュード7.6、あるいはそれ以上。兵庫県南部地震の4倍以上の規模）を起こす可能性を否定できない活断層が存在するという事実は、立地審査指針に明記されている「大きな事故の誘因となるような事象が過去にいてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象もないこと」という、法律的基準に照らして、明白に違反していることは動かし難い事

です。

ところが、豊永裁判長らは、自ら認めた活断層審査の誤りの判断にも関わらず、立地審査指針との関係と判断を放棄し、被告の、具体的根拠を全く示さないままの、詭弁とゴマカシの弁解にそっくり乗って、この決定的な誤りを違法ともしませんでした。

この立地審査に照らしての違法性について、伊方原発1号炉の許可取消請求訴訟の弁護団長だった藤田一良弁護士も、今回の2号炉判決について「安全審査には、立地条件審査が求められ、そこに明記されている立地審査指針に基づかねばならない。ところが、今回の判決は、その基準にもとづいた判断がない。従って、きわめて恣意的な判断によるものと言わざるを得ない」と明確に指摘、批判しています。

この指摘通り、原発の安全審査では、何よりも先ず、原子炉が建てられる場所、即ち、立地地域の地盤、地質が安定していること、そして、地盤を揺り動かす地震の元となる活断層が近くに存在しないことが求められています。

ところが、伊方原発の敷地地盤や周辺の地質、地盤は、この条件のいずれも満たしていないことが明らかとなったのです。

従って、常識的に、かつ、法律的に考えれば、最も重要な立地審査の中の活断層の評価が誤っていることが明白であれば、まず、その審査結果と、それに基づいた許可処分は、当然、破棄されるべきです。

その上で、裁判官すら誤っていると認めた活断層評価について、再度、改めて「法律に基づいた」安全審査によって行われるべきです。

法律的に基づいた安全審査に誤りがあれば、それは当然、法律に基づいた安全審査によって、再度の安全評価が行われるべきです。

それが、法治国家、社会の原則であり、存続の基礎です。

ところが、豊永裁判長らは、この原則を自ら投げ捨てて、被告らが、活断層の誤りをゴマカスために持ち出した「兵庫県南部地震の後の見直し」という、何等の法律的根拠を持たない恣意的な評価結果に全面的に乗っかり、2号炉の安全審査の誤りと、許可処分の誤りを援護するという、法律家としては、してはならない誤りを犯した、と言わざるを得ません。

今回の声明では、裁判官も認めざるを得なかった活断層の誤りのみに絞って、今回の判決を批判しましたが、判決の誤りは、重要なものに限っても航空機等飛来物の落下、核廃棄物、温排水、災害評価、事故時の防災対策など、いずれもズサン極まりない審査や、あるいは全く無視している審査結果を、そのまま認めるなど、住民、国民として、決して認めることも、受け入れることも出来ない、許し難い判決内容があります。

私達は今後、今回の判決の誤りについて、各項目ごとに具体的に指摘したものを作成して、広く原告の主張と、判決の誤りを明らかにします。

いずれにしろ、以上に示した通り、今回の2号炉判決の結果は、私達原告にとって、受け入れ難いものです。

また、公正な審理と判決を求めて、県下や全国から寄せられた豊永裁判長らに対する真剣な願いを込めた16,000人を超える要望署名に対しても、全く期待を裏切った不正で誠意のない判決です。

判決後の原告の話し合いの中でも、当然「高松高裁への控訴を求める」考え、声がありました。

しかし、他方で「これ以上の原告としての立場を続けるのは困難である」という原告や「続ける事はできても、こうした行政と一体

となった裁判官らに、これ以上、何を期待しても無駄であり、裁判に費やす労力、精力を考えれば、これ以上の裁判継続の意味がない」との考え、「高裁段階では、より内容のない後退した判断、判決が出る可能性も否定できないのでは」との意見や、「仮に原告が少なくなる状況で控訴すれば、これまで以上の大きな負担が、残る原告にかかることになる」などの色々な意見が、原告の中で真剣に交わされました。

結果、最終的には「2号炉裁判については、これ以上の内容の判決を、雇い主である政府や、巨大な資本に逆らって、自らの安定的な権力的立場を危機にさらしてでも、国民にとって、より前向きに判断、判決できる裁判官は、当分の間は期待できない」との考えで原告が一致し、かつ、22年間に渡り、共に裁判に関わり、闘ってきた原告として、これまですべての状況で、進む時、退く時を共にしてきた原告として、控訴問題についても、全員が一致した対応をとる、との意見も一致した結果、既に明らかにしました通り、原告全員が「控訴しない」との結論に至りました。

これまで、長きに渡り、2号炉裁判を支援して頂きました多くの皆様、心よりの感謝とお礼を申し上げます。

最近の台湾政府の原発廃止の決定、2号炉判決の日に旧ソ連のチェルノブイリ原発の運転前面停止、同じく12月に実施された山口県上関原発計画に対するアンケート結果で、同県下と、周辺市町村では反対が賛成を2倍以上も上回り、立地町でも反対が賛成を大きく上回っているという結果が明らかになり、同原発計画の頓挫が現実になろうとしています（19日付け、朝日）。

世界と国内における核社会の拒否の流れは、最早、誰にも止められない、大きく、強い勢いになっています。

こうした流れと共に、エネルギーの無駄使いを改める省資源、資源リサイクルの活用、普及が広く進められ、自然エネルギーの開発利用も急速に進んでいます。

私たちが暮らす佐田岬半島地域においても、風力発電、家畜糞を活用したバイオマス発電などの研究や取組が現実化しつつあります。

私たちの原発反対、核社会をなくし、安心して暮らせる、生きていける世の中を求める願いと活動は、今後も絶やすことなく続けて行くことは、当然の決意と覚悟でありますので、支援していただきました皆様、並びに、核廃絶を願うすべての皆様には、これまで同様に、否、これまで以上に、共に手を携えて、目的達成に向けて歩んで頂きますよう、改めて、心よりお願いいたします。

伊方裁判を顧みて

広島大学名誉教授 小島文児

はじめに、長い裁判を闘ってこられた伊方の住民とその支援者の皆様に、ここからの尊敬と感謝を捧げます。

わたくしは76年に、原告と弁護士の方々とともに、基礎工事の現地にはいり、岩盤の状況を観察しました。その結果は95年にやっと松山地裁で証言することができましたが、その間20年も資料は眠っていたわけです。しかもそのあいだに、木村敏雄東大教授や垣見俊弘地質調査所長などの御用学者が、相手が素人とみくびってか、ずいぶんいい加減な証言をしていたのです。しかしこういった証言は結局、住民の方々の生活経験にもとづいた反論によって叩き潰されてしまいました。わたくしは同業の地質学者の一人としてほんとうに恥ずかしい思いでした。

裁判の結果、原発は相変わらず運転されることになりましたが、伊方原子炉を取り巻く危険な自然環境については、その安全性が保

証されたわけではありません。マグニチュード7.5程度の大地震が起これば、場所によっては1g（重力加速度、編集注：980ガル）を超える加速度が加わることが予想され、また最も恐ろしい岩盤崩壊の可能性がじゅうぶん考えられます。巨大津波も襲うでしょう。しかもそういう事態が決して遠い先の話ではないのです。これからも追及の手をゆるめなくてはならないと思います。

住民と支援者のみなさん、いっしょに手を携えて闘っていきましょう。私は84歳の老人ですが、まだ気力だけは若い人に負けないつもりでおります。

長い間お疲れ様でした

大阪市 吉田小恵子

もう22年になるのですね。

まだ、原発の形もないころに、何度か現地を訪れ、あるいは、松山地裁に足を運んだ者です。それから、自分の仕事に時間を取られ、「訴訟ニュース」を読むだけになってしまいました。

あの当時、まだ活断層という言葉も知らなくて、アメリカ・カリフォルニアのサン・アンドレアス断層と中央構造線を結びつけて、地震と伊方原発の関係を問うていたことを思い出しました。

あれから、チェルノブイリがあり、JCOがあり、阪神淡路大震災があり、重大事故への認識はずいぶん高まったと思うのですが、日本の原子力依存の政策は変わることがありません。

近藤さんをはじめ、多くの原告のみなさん、地元の支援者のみなさん、久米先生、藤田先生、本当に長い間お疲れさまでした。ニュース表紙の「力尽きた原告らは控訴を断念」というタイトルを見て心が痛みました。

今朝（2001. 1. 14）の新聞を開いたら、アインシュタインの顔と、「博士、私

たちが原子力発電のアンカーをつとめます。」という、文字が飛び込んできました。『原子力発電環境整備機構』というところの広告でした。高レベル放射性廃棄物を安全・確実に処分するために、「地層処分」するのだそうです。はたしてアインシュタインは肯定するのでしょうか。

中学校で理科を教えていて、地震と活断層について教えたばかりです。でも、原発はまだ授業で扱ったことがありません。躊躇してしまうのは、伊方にほんの少しかかわった、そのこだわりがあるからなのかもしれません。自分の立場として何ができるか、考え続けたいと思っています。

控訴理由書

（仮想的私案）

もし、控訴となったら、原告はじめ支援の皆さんにも、たたき台として提案しようと思っていたものです。

読者の皆さんが判決の違法性を検討される際の一助となれば幸いです。

（久米）

第一章 違法な原判決

本件安全審査が行った調査・審議には、第二章で具体的に指摘するように、数々の過誤・欠落があり、そのまま放置すれば、近い将来、本件原子炉施設で重大な事故が発生し、原告ら周辺住民を殺傷する放射線障害をもたらしかねないことが明らかである。従って、それらの過誤・欠落は看過し難い重大なものである。

原判決は、裁判所での審理の基本方針として伊方1号炉訴訟最高裁判決の下記箇所を引用している。

「原子炉施設の安全性に関する判断の適

否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理・判断は、原子力委員会若しくは安全審査会の専門技術的な

調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは安全審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」

（原判決49-50頁）

従って、原審裁判所は、上記最高裁判例に従って、看過し難い過誤・欠落を前提にした本件安全審査の結論は不合理であり、それに基づいてされた本件許可処分を違法と判示しなければならなかったはずである。

にもかかわらず原判決は、重大な事実誤認と明白な判断疎漏によって、さらには、安全審査に委ねられている専門技術的な調査審議の内容に裁判所自らが介入することによって、本件安全審査の犯した看過し難い過誤を救済した。従って原判決の違法は明白である。

第二章 本件安全審査が犯した重大かつ明白な過誤を救済した原判決

第一 本件伊方発電所敷地沖合にある活断層についての原判決の誤り

原判決は、原告らの主張を認め、本件敷地沖合5-8キロメートルの至近距離に存在す